

## 障害者人権 110番 (広島市手をつなぐ育成会)

### 〔相談内容〕

- ・生命、身体侵害について
- ・財産侵害、財産管理、相続について
- ・金融、消費、雇用、契約について
- ・その他、障害を理由とする差別や障害者の人権等について  
例えば、結婚、仕事、教育、いじめによる暴力など、障害者の権利について

### 〔相談日時〕

区分	相談時間	相談体制
電話相談	月～金曜日：午前9時～午後5時	障害者福祉の知識と相談経験のある常駐の相談員
	土・日曜日、祝・休日、年末年始と上記時間以外は、留守番電話又はFAXによる。	
面接相談 (予約制)	月～金曜日：午後1時～5時	
	第2水曜日：(偶数月) 午前10時～正午 (奇数月) 午後2時～4時	

### 〔相談料〕

無料

### 〔相談方法〕

電話相談は、下記に電話してください。

TEL&FAX 537-1777 広島市手をつなぐ育成会

面接相談(予約制)は、1週間前までに、名前、電話番号、本人との関係、希望日と相談内容を連絡の上、お申し込みください。

### 〔所在地等〕

〒733-0004 西区打越町 17-27

育成会総合福祉センター 2階相談室

ホームページアドレス <http://h-ikuseikai.or.jp>